

割引運賃

種別	適用方法	割引率	介護人、付添人の割引適用人員
① 身体障害者 、介護人	都道府県知事が発行する身体障害者手帳の提示	普通運賃 (大人・小児) は5 割引 定期運賃 (大人・小児) は3 割引	介護の必要を認めた場合 車イス利用の割引適用者 1 人に対して介護人 4 人 まで
② 児童福祉法の適用を受ける方 、付添人	児童福祉法に規定する諸施設の責任者が発行する所定の運賃割引証の提示	普通運賃 (大人・小児) は5 割引 定期運賃 (大人・小児) は3 割引	付添の必要を認めた場合
③ 知的障害者 、介護人	都道府県知事が発行する療育手帳の提示	普通運賃 (大人・小児) は5 割引 定期運賃 (大人・小児) は3 割引	介護の必要を認めた場合
④ 精神障害者 、介護人	都道府県知事が発行する精神障害者保健福祉手帳の提示	普通運賃 (大人・小児) は5 割引※ 定期運賃 (大人・小児) は3 割引	介護の必要を認めた場合

1. 普通運賃は、現金・I Cカード・回数券等でお支払いただけます。
2. 種別①の身体障害者手帳ならびに③療育手帳、④精神障害者保健福祉手帳については、各都道府県知事が発行する手帳でご乗車いただけます。
※精神障害者保健福祉手帳の提示による割引については、高速バスは対象外です。
3. 運賃の詳細につきましては、各営業所までお問合せください。

熊谷営業所
Tel048-521-3560

伊勢崎営業所
Tel0270-24-3011